

埼玉県介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金 交付申請書兼実績報告書(個人用)

申請日	令和 年 月 日
対象期間内に勤務していた事業所・施設等の所在する都道府県	
(宛先)	
埼玉県知事	



①申請者の氏名等

(フリガナ) 氏 名	現 住 所	生年月日
印	〒	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日
日中連絡可能な電話番号	( )	(自宅・勤務先・携帯)
電子メールアドレス		

②対象期間内に勤務していた介護サービス施設・事業所の名称等

勤務先の名称	事業所番号	住所

③申請額等

申請額	5万円 ・ 20万円	(該当する金額を○で囲んでください)
裏面の申請額フローチャートの該当番号に○をつけてください		重複申請の有無
① ・ ② ・ ③		有 ・ 無

④勤務先における申請者の業務内容等 ※介護サービス事業所・施設において記載してもらうこと

勤務先での職種	サービス種類	利用者との接触の有無
		有 ・ 無
令和2年2月1日から6月末までの勤務日数	勤務先における主な業務内容	
勤務先の証明	法人名	代表者名 印

※個人の印ではなく、法人の代表者印を押印してください。

注：1カ所の勤務だけでは日数要件に満たない場合、勤務した日数を合算できるが、その場合にはこの用紙を追加して表面の①（申請者の氏名及び生年月日のみで可）、②、④の欄を記載したものを2枚目以降に重ねてホッチキスで綴じて提出すること。

○下記の事項に同意の上、慰労金を申請します。

- ①当該介護サービス施設・事業所での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ②医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請を行うことはできません。
- ③下記に記載された受取口座に県が振込手続をした後に、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請期限までに申請者に連絡をしようとしても連絡がとれない場合には、申請が取り下げられたものとみなします。
- ④慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還していただきます。
- ⑤慰労金は、申請された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出て下さい。
- ⑥本交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約していただきます。

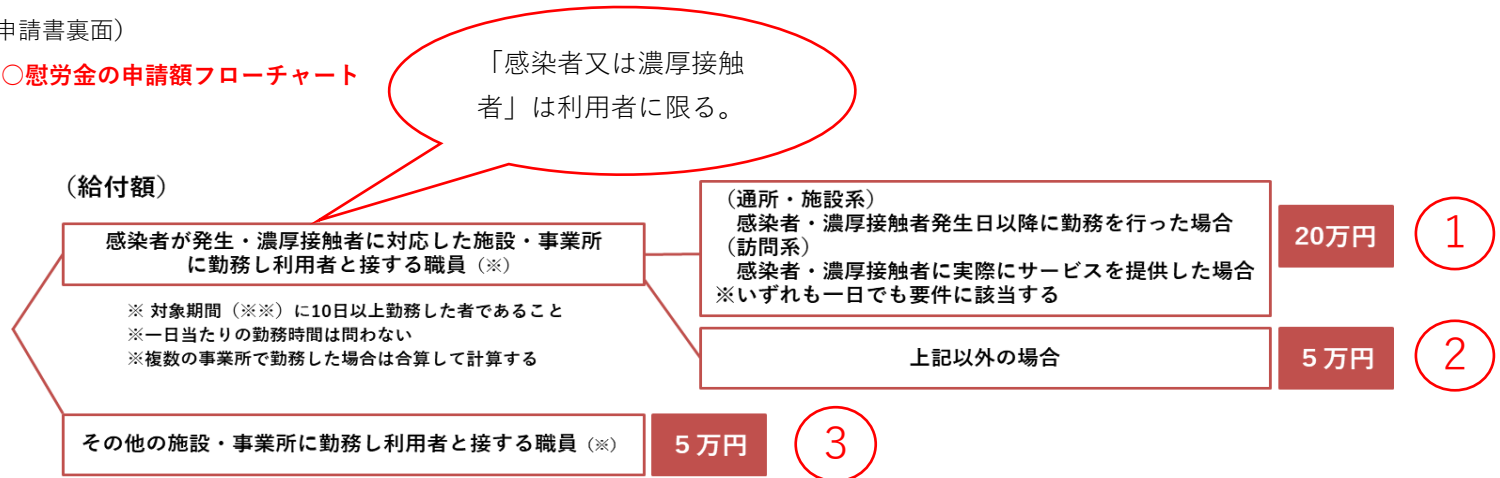
【受取口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しないこと

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰で記載)						(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 5.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座							
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6行目がある場合は※に記載)		通帳番号 (右詰で記載)						(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択した場合は、 <b>貯金通帳の見開き左上</b> または <b>キャッシュカードに記載された記号・番号</b> を記載すること		※							

★裏面にも記載箇所があります

(申請書裏面)

○慰労金の申請額フローチャート



(※※) 対象期間：令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間

本人確認書類 写し貼り付け

- 1点**で本人確認ができるもの(写真が貼付してあるものに限り) 運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等
  - 2点**で本人確認ができるもの  
下記の(イ)と(ロ)の1点ずつ(計2点) 又は (イ)の2点 で本人確認ができるもの  
(イ) 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、雇用保険被保険者証等  
(ロ) 学生証(写真付き)、法人(国又は地方公共団体の機関を除く。)が発行した身分証明書(写真付き)、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)等
- ※上記以外の本人確認書類については、「退職者等の個人申請マニュアル」P.9をご確認下さい。

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

- ・通帳(口座番号及び口座名義が記載されている部分)又はキャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄(□)にレを入れること)

- ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認ください。(本人の押印、法人代表者印の漏れにご注意ください。)
- ②記入した口座番号と添付した通帳のコピーの口座番号が一致することをご確認ください。
- ③添付資料に漏れが無いかご確認ください。
- ④医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からは慰労金の申請は行わないことを誓約します。
- ⑤慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合、複数の慰労金の給付を受けた場合は、慰労金の返還をしなければならないことを確認しました。
- ⑥本交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約していただきます。